

枚目

(注) 裏面の記載要領に従って記載すること。
 (注) 記入欄が不足する場合は、右上に枚数を記入の上、2枚目以降を作成してください。
 (注) 機械器具を所有していない場合も、裏面の記載要領に従って必ず提出してください。

營業用機械器具一覽（記載要領）

1 記載は、次の表の配列の順によるとともに、当該番号を付記すること。（名称が自動的に入力されます。）

2 表に記載のない機械器具を所有しているときは、適宜55以下の番号を付記して記入すること。

番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
1	ブルドーザー（ルーター、リッパートラクターを含む。）	12	大口径掘削機（アースドリル、リバーササーキュレーションドリル等を含む。）	27	砕石機	44	発動発電機
2	モータスクレーパー	13	アースオーガー	28	コンクリートプラント	45	吹付機
3	被けん引スクレーパー	14	地下連続壁施工用機械	29	コンクリートミキサー	46	ポンプ
4	ショベル系掘削機（パワーショベル、バックホウ、トラグライン、クラムシェル等を含む。）	15	グラウト機械（グラウトポンプ、グラウトミキサー等を含む。）	30	コンクリートポンプ（コンクリートプレーサーを含む。）	47	清掃車（トンネル、ガードレール、等を含む。）
5	トラクターショベル	16	ボーリングマシン（さく井機等を含む。）	31	コンクリート振動機	48	散水車
6	トラック類（ダンプトラック、タンパー等を含む。）	17	さく岩機（ブレイカーを含む。）	32	コンクリートフィニッシャー	49	ラインマーカ
7	自走式クレーン（タワー、ホイール、クローラー等を含む。）	18	コンクリート圧砕機	33	コンクリートスプレッター	50	製材木工機械
8	固定式クレーン（タワー、テリク、ジブ、門形、ケーブル等を含む。）	19	ドリルジヤンボ	34	コンクリートカッター	51	金属工作機械
9	コンベアー	20	クローラドリル及びワゴンドリル	35	トラックミキサー	52	溶接機
10	工事用エレベーター、ゴンドラ、及びリフト車	21	シールド掘進機	36	アスファルトプラント	53	原動機
11	くい打機及びくい抜機（ディーゼルパイルハンマー、振動パイルドライバー、気動ハンマー、油圧式、ワイヤー式を含む。）	22	トンネル掘進機（小口径管を含む。）	37	アスファルトデストリビューター（スプレーを含む。）	54	変圧機
		23	モーターグレーダー	38	アスファルトフィニッシャー	55	
		24	動力ローラー（マカダム、タンDEM、タイヤ、振動を含む。）	39	路面切削機（積込機、ヒータブレーナーを含む。）	56	
		25	スタビライザー	40	しゅんせつ船	57	
		26	小型振動締固め機（振動コンパクター、ランマー、タンパー等を含む。）	41	起重機船（くい打ち船を含む。）	58	
				42	引船	59	
				43	空気圧縮機	99	機械器具の所有なし